

## 蒲郡市電子入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、蒲郡市契約規則（昭和39年規則第11号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（以下「利用規約」という）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (優先順位)

第2条 本要領の規定は、電子入札において蒲郡市建設工事関係入札者心得書に優先する。ただし、本要領に規定のない事項は蒲郡市建設工事関係入札者心得書の規定を準用する。

### (定義)

第3条 この要領及び電子入札における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）のことをいう。

#### (2) 電子入札サブシステム

電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。

#### (3) 電子入札

電子入札サブシステムを使用して行う入札・開札等の手続（随意契約を含む。以下同じ）をいう。

#### (4) 紙入札

電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

#### (5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）

が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカード。

(6) 契約担当者

市長又はその委任を受けて契約の締結をする者をいう。

(7) 工事関係委託

利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務のことをいう。

(8) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室等をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札を実施する入札方式は次のとおりとする。

区分	入札方式
建設工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一般競争入札</li><li>・ 簡易型制限付き一般競争入札</li><li>・ 指名競争入札</li><li>・ 随意契約</li></ul>
工事関係委託	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指名競争入札</li><li>・ 随意契約</li></ul>

2 電子入札対象案件は、蒲郡市資格審査会（以下「審査会」という。）が決定し、前項の入札方式で実施する。

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用できる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 電子入札の参加者

電子入札サブシステムを利用することができる者は、蒲郡市競争入札参加資格を有し、特定認証局が発行したICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(2) 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体は、代表構成員を除く全ての構成員は代表構成員への委任状を提出し、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定建設工事共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

(3) ICカードを不正使用等した場合の取扱い

入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。なお、I C カードの不正使用等とは、他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

ア 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格取消

ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

イ 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

ウ 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

(申請書等の提出)

第 6 条 申請書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請書等の提出方法

入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 資料の添付

入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、この場合は、ファイル容量は 1 MB 以内とする。ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、L Z H 又は Z I P 形式に限定するものとする。自己解凍方式（E X E 形式）は、これを認めない。

また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	DOC、DOCX 形式
Microsoft Excel	XLS、XLSX 形式
その他	・テキストファイル（TXT 又は CSV 形式） ・PDF ファイル（Adobe Acrobat で作成したもの）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・画像ファイル（JPEG 又は GIF 形式）</li> <li>・その他契約担当者が特別に認めたファイル形式及びバージョン</li> </ul>
--	--

※ TXT 形式は、Windows 付属のメモ帳により開封できるものに限る。

CSV 形式は、Microsoft Excel で開封できるものに限る。

(3) 郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が 1MB を超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) 資料の再提出

入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(5) ウィルス対策

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(6) 申請書等受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書の提出)

第 7 条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(3) 再度入札

再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(積算内訳書の提出)

第8条 積算内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 積算内訳書の添付

積算内訳書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子入札サブシステムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。また、積算内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第6条第2号に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第6条第3号に準ずるものとし、提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(2) ウィルス対策

ウィルス対策については、第6条第5号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第9条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願（第1号様式）を提出し、紙入札審査結果通知書（第2号様式）により契約担当者の承諾を得た場合に限るものとする。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく、紙入札での参加ができるものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 入札書

紙入札書（第3号様式）を使用する。

(2) 積算内訳書

積算内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体の積算内訳書を提出する。

(3) 締切日時

ア 紙申請書等の受付締切日時

電子入札における申請書等受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加申込書を提出し承諾を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届（第4号様式）を提出することができるものとする。

(入札参加資格の失効)

第11条 開札日までに指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。共同企業体の構成員が指名停止の処分を受けた場合は、当該共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を送信していた場合は無効とする。

(開札)

第12条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 開札の執行

契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札サブシステムに登録した後に開札を行うものとする。なお、特定建設工事共同企業体の紙入札において、電子入札サブシステムが特定建設工事共同企業体名の入力に未対応の間は、代表構成員名で登録するものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会を希望する場合は、立会うことができるものとする。

イ 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立会わせるものとする。

(3) くじの実施

契約担当者は、開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子入札サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

(入札の無効)

第13条 規則第6条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (4) 特定建設工事共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札
- (5) 特定建設工事共同企業体において、特定建設工事共同企業体名のない入札又は特定建設工事共同企業体名の異なる入札
- (6) 積算内訳書の提出が必要な案件において、積算内訳書の提出のない入札

(責任範囲)

第14条 電子入札において、申請書、入札（見積）書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札（見積）書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第15条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合、それらの書類は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の蒲都市電子入札実施要領の規定による第1号様式、第3号様式及び第4号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第9条関係）

紙入札参加承認願

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記の案件について、下記の理由により電子入札サブシステムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名	
2	工事場所・路線等名称	
3	電子入札で参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理由 ( )

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

第2号様式（第9条関係）

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで承認願いを提出されました、下記の案件への審査結果を通知します。

記

1	工 事 名	
2	工事場所・路線等名称	
3	審 査 結 果	紙入札での参加を 1 承認する 提出場所 2 承認しない 理由

※委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

第3号様式（第9条関係）

入札番号											
入札書											
年 月 日											
蒲 郡 市 長 様											
入札者 所在地 商号又は名称 代表者氏名 <span style="float: right;">㊞</span>											
下記入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額で請け負いたいの で、蒲郡市契約規則及び関係の設計書、仕様書、図面等を承知の上、下記のとおり 入札します。											
記											
入札 金額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)											
請負を希望する工事名等（委託業務名等）											
1 工 事 名 (委託業務名) _____											
2 路線等の名称 _____											
3 工 事 場 所 (委託業務場所) _____											
くじ番号		※3桁までの数字を記入すること									

- (注) 1 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。  
 2 入札金額はアラビア数字を用い、頭に「金」を記入すること。  
 3 入札金額以外の字句の訂正又は抹消箇所には押印すること。

第4号様式（第10条関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 入札年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 2 入札番号 \_\_\_\_\_
- 3 工 事 名  
(委託業務名) \_\_\_\_\_
- 4 路線等の名称 \_\_\_\_\_
- 5 工 事 場 所  
(委託業務場所) \_\_\_\_\_
- 6 辞 退 理 由 \_\_\_\_\_

- (注) 1 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。  
2 物件の買入にあつては、様式中「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。